平成２５年（フ）第２１３号
愛知県岡崎市上里２丁目21番地４　グランツ上里801
債務者　山下　益雄
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
北海道砂川市豊沼町50番地３
債務者　渡邊　　明
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
盛岡市箱清水２丁目３番23号
債務者　吉田　敏子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１２６号
岩手県紫波郡紫波町南日詰字野原420番地２
債務者　大沼美智子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３９号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2775番地12
債務者　野村　千秋（旧姓澁井）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第５２号
群馬県邑楽郡大泉町仙石２丁目７番23号
債務者　坂本　義夫
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４０号
新潟県新発田市豊町４丁目７番13号、前住所新潟県阿賀野市久保1436番地２　レジデンス愛32―206号
債務者　椎野　陽子（申立時の姓倉茂）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３９号
兵庫県加西市北条町栗田１番地　ラ・メゾンタカセ402号
債務者　谷田　泰行（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１０５号
和歌山県橋本市古佐田４丁目４番５号
債務者　藤井美智子（旧姓堀本）
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３０号
和歌山県岩出市中島1098番地の21
債務者　下面　富男
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
和歌山県橋本市高野口町名古曽784番地の３
債務者　橋本　千代
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６号
和歌山市土入201番地の16
債務者　谷　美有紀
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１号
和歌山県岩出市西国分401番地の７
債務者　馬場なおみ
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５２号
和歌山県岩出市水栖64番地の25
債務者　北浦由美子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
福岡市中央区平尾５丁目４番32号、申立時の住所和歌山県紀の川市東国分353番地50
債務者　馬場　　一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１５８号
和歌山市東紺屋町82番地　シティーガーデン東紺屋町306号
債務者　和田満利子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
香川県木田郡三木町大字鹿庭1909番地１
債務者　寒川　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４２号
香川県高松市鬼無町佐藤70番地３、住民票上の住所香川県高松市中山町581番地36
債務者　重本　健二
1　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
高松地方裁判所破産・再生係